

廃棄物減量等 推進員募集



「ごみの減量、適正な処理と再利用の推進を図るために活動する「廃棄物減量等推進員」を募集します。推進員は、一般廃棄物の減量と適正処理、資源物の資源化・再利用などを市や事業者と協働で推進するための具体的な活動を行います。活動は平日の昼間が中心となりますが、ごみの減量や資源化について興味があり、一緒に考え行動していただける方の応募をお待ちしています。

任期 4月から2年間
会議の開催回数など 定

例会月1回程度、活動は必要に応じ随時
対象 市内在住で20歳以上の方
募集人数 14人以内
報償 年額1万8000円
応募方法 3月9日(金)までに、氏名、住所、年齢、性別、電話番号、「ごみの減量や資源化に関すること」をはがきか便箋などに記入し、送付するか直接お持ちください。
応募・問合せ 環境課 清掃・リサイクル係(〒197-0814 二宮350、直通558・1830)

教育委員会委員長に 古田土暢子氏が が就任

教育委員会1月定例会において、教育委員会委員長に古田土暢子氏が選任されました。任期は平成25年1月25日までです。これは、前委員長の溝口勲夫氏が1

子ども手当の申請は お済みですか? (申請は3月30日 までに)

平成23年10月に子ども手当制度が変わり、すでに手当を受給していた方からも申請が必要です。まだ申請が済んでいない方は早めにご手続きをしてください。

手当の月額(平成23年10月~平成24年3月)
0歳~3歳未満(一律) 1万5000円
3歳~小学校修了前(第1子・第2子) 1万円
3歳~小学校修了前(第

国民年金保険料の 免除申請などの申請 漏れはありませんか

国民年金保険料の免除申請など、申請漏れがないか確認してください。

国民年金保険料の免除申請など、申請漏れがないか確認してください。

健康情報「健やか」(46)

毎月22日は「禁煙の日」
喫煙が健康と関連していることはよく知られていますが、喫煙が健康に悪い影響を与えることを知って、喫煙を減らすか、禁煙することを目指していきましょう。

水道使用の開始・ 中止など、各種 お問い合わせ

水道局多摩お客さまセンターにご連絡ください。
受付時間 午前8時30分~午後8時(日曜日、祝日を除く)
漏水事故など緊急のご用件については、24時間365日ご案内しています。
問合せ
引越しや契約の変更: 0570・091・100
0(ナビダイヤル)
料金、漏水修繕、その他: 0570・091・101(ナビダイヤル)

林野火災訓練 実施のお知らせ

2月24日(金)午前9時30分から11時30分までの間、東京サマーランド敷地内の山林で、第9消防方面林野火災訓練が行われます。
当日は、ヘリコプターなどが消火訓練を行います。火災と間違えないようお願いします(荒天の場合は中止)。
問合せ 地域防災課防災安全係

東日本大震災 義援金にご協力 ありがとうございます

3月29日まで
受付をしています
1月31日現在、皆さんからお寄せいただいた義援金の合計は、5755万6881円になりました。10月1日以降に義援金をお寄せいただいた団体などを紹介させていただきます。ご協力ありがとうございます。
義援金の受付は、引き続き

3月29日まで行っていますので、ご協力をお願いします。
義援金をお寄せいただいた団体など(1月31日現在、順不同)
第16回あきる野市健康のつどい運営委員会
芋煮会と伝統漁法実行委員会
(株)黒茶屋
「和の響きwith JAZZ」あきる野の奏で〜実行委員会
あきる野市リサイクルフェア運営委員会

3月10日にご逝去されたことによるものです。また、委員長職務代理者に山城清邦氏が選任されました。
教育委員会の構成(敬称略)
委員長: 古田土暢子
委員長職務代理者: 山城清邦
委員: 田野倉美保
教育長: 宮林徹

3子以降): 1万5000円
中学生(一律): 1万円
養育する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)のうち、年長者から第1子、第2子: と数えます。
平成23年9月30日以前から市内在住で中学校修了前までの子どもを養育されている方は、3月30日までに申請すれば、平成23年10月分からの手当が支給されます。
申請に必要なものは、
預金通帳(申請者名義の口座)
申請者本人の健康保険証

の写し(健康保険証で被用者の確認ができない場合は、別に年金加入証明書が必要)
その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。
公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。
新たにお子さんが生まれたときや転出する場合、別に手続きが必要になります。
里親などの方は新たに支給されることになりましたので、お問い合わせください。
申請・問合せ 子育て支援課・子育て支援係、五日市出張所(申請のみ)

平成22年3月31日に退職(失業)した方は、3月30日(金)までに申請してください。
若年者納付猶予制度 世帯主の前年所得が基準額以上あるため免除対象とならない30歳未満の方に、本人と配偶者の前年所得が全額免除の基準額以下であれば、保険料の納付が猶予される制度があります。
学生納付特例制度 大学や専修学校などの学生の方は、本人の前年所得が基準額以下であれば、保険料の納付が猶予される制度があります。
一部免除が認められた方は、納めることが必要ない場合があります。
保険料を納めない場合、未納と同じ扱いになりますのでご注意ください。
申請免除、若年者納付猶予制度などの期間の保険料は、10年以内であれば

禁煙推進学術ネットワークでは、「喫煙しない」を「吸わん(スワン)」に読み替えながら数字の2を白鳥(スワン)に見立て、22日を「吸わん吸わん(スワンズワン)」の禁煙の日としています。喫煙者とその協力者(パートナー)の2羽の白鳥が、寄り添いながら禁煙に取り組む姿を表しています。1年に1日の特別な日だけでなく、もう少し身近な毎月22日を、喫煙の害と禁煙の大切さを考え、実際に行動する日にしてほしいと考えられたものです。
めざせ健康あきる野21計画でも、働き盛り世代の行動目標として、「タバコを吸っている人を減らす」ことを掲げています。今月22日の「禁煙の日」を、禁煙について考えるきっかけにしてみたいかがでしょうか。
問合せ 健康課健康づくり係